

2025年 災害発生状況（鉱山保安法施行規則第46条第2項第1号による報告）

No	災害発生月	管区	鉱種	罹災者数（直轄+請負）				坑内or坑外	災害の種類
				死亡	重傷		軽傷		
					4週以上	2週以上4週未満			
1	1	中国	非金属	0	0	0	0	坑外	風水雪害
2	1	中国	石灰石	0	0	1	0	坑外	その他
3	1	中部	非金属	0	1	0	0	坑外	取扱中の器材鉱物等のため
4	1	関東	石油・天然ガス	0	0	0	0	坑外	火災
5	2	中部	石灰石	0	0	0	1	坑外	墜落
6	2	四国	石灰石	0	0	0	0	坑外	発破又は火薬類のため
7	2	東北	非金属	0	0	1	0	坑外	その他
8	2	東北	石灰石	0	1	0	0	坑外	転倒
9	3	中国	石灰石	0	1	0	0	坑外	墜落
10	3	九州	石灰石	0	0	0	0	坑外	火災
11	4	中国	金属	0	0	0	0	坑外	火災
12	4	四国	石灰石	0	0	1	0	坑外	その他
13	4	関東	石灰石	0	1	0	0	坑外	墜落
14	4	関東	石灰石	0	0	0	0	坑外	発破又は火薬類のため
15	5	中部	石灰石	0	0	1	0	坑外	運搬装置のため(鉱車のため)
16	5	九州	非金属	0	0	0	1	坑外	取扱中の器材鉱物等のため
17	5	東北	石灰石	0	0	0	0	坑外	火災
18	6	九州	金属	0	1	0	0	坑内	取扱中の器材鉱物等のため
19	7	北海道	石灰石	0	0	0	0	坑外	火災
20	7	北海道	石炭	0	1	0	0	坑外	運搬装置のため(車両系鉱山機械又は自動車のため)
21	7	東北	石油・天然ガス	0	0	1	0	坑外	その他
22	8	中部	石灰石	0	0	0	0	坑外	火災
23	8	中部	金属	0	0	0	0	坑外	火災
24	8	九州	石灰石	0	0	0	0	坑外	火災
25	10	四国	非金属	0	1	0	0	坑外	飛石又は転石
26	10	関東	非金属	1	0	0	0	坑外	その他
27	12	沖縄	石灰石	0	1	0	0	坑外	墜落
28	12	近畿	石灰石	0	0	0	0	坑外	墜落

	死亡	重傷		軽傷
		4週以上	2週以上4週未満	
合計	1(0)	8(9)	5(1)	2(4)

※ () 2024年

災害等情報（詳報）

鉱種：石灰石	鉱山（附属施設）の所在地：沖縄県					
災害等の種類：坑外 墜落	発生日時：	罹災者数	死	重	軽	計
	令和7年12月2日（火） 8時15分頃			1		1
罹災者（年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数）： 44歳、10tダンプ運転手、直轄、勤続年数：6ヶ月、担当職経験年数：6ヶ月						
罹災程度：腰椎の破裂骨折（休業日数：約3ヶ月（見込み））						
<p>【概要】</p> <p>8時15分頃、罹災者は10tダンプの始業点検を実施していたところ、荷台に設置された助手席側の飛散防止装置にこぶし大くらいの大きさの石が挟まっていることを発見した。挟まった石を除去するため、ダンプの運転席側に設置されたはしごを使用し荷台に上がろうと試みたが、左手ではしごの横棧を掴もうとした際、はしごが雨で濡れていたこともあり、手を滑らせて約1.5mの高さから仰向けに墜落し、お尻から着地した。なお、罹災時には、ヘルメット、安全靴は着用していたが、保護手袋（ただし滑り止めは付いていない）は着用しておらず右手で持った状態であった。また、周辺に他作業者はおらず、単独で始業点検を実施していた。</p> <p>その後、罹災者は地面から保護手袋を荷台に投げ入れ、再びそのまま同はしごを使って荷台に上った。荷台に移動した後、地面から投げ入れた保護手袋を装着し、飛散防止装置に挟まった石の除去と始業点検を完了させ、原石運搬作業を実施していたが、10時頃に保安統括者に腰が痛む旨の報告をした。それを受けて、保安統括者は作業を中断し、帰宅するよう指示をした。</p> <p>11時頃、罹災者は自家用車で帰宅後、腰の痛みが引かないことから病院を受診し、14時頃に腰椎の破裂骨折で約1カ月入院が必要との診断を受けた。</p>						
<p>【災害事由（共通項目）】</p> <p>① 単独作業・複数作業の別：[<input checked="" type="checkbox"/> 単独・<input type="checkbox"/> 複数]</p> <p>② 定常作業・非定常作業の別：[<input type="checkbox"/> 定常・<input checked="" type="checkbox"/> 非定常]</p> <p>【災害事由（災害別項目）】</p> <p>① 発生箇所：[<input checked="" type="checkbox"/> 車両系鉱山機械・<input type="checkbox"/> 自動車・<input type="checkbox"/> 施設・<input type="checkbox"/> 通路・<input type="checkbox"/> 機器・その他（ ）]</p> <p>② 動作：[<input checked="" type="checkbox"/> 昇降中・その他（ ）]</p> <p>③ 墜落した高さ：1.5m</p> <p>④ 墜落制止用器具の着用の有無：[<input type="checkbox"/> 有・<input checked="" type="checkbox"/> 無]</p> <p>⑤ 適切な足場確保の有無：[<input checked="" type="checkbox"/> 有（はしご）・<input type="checkbox"/> 有（足場台）・有（ ）・無]</p> <p>⑥ 手すりの有無：[<input checked="" type="checkbox"/> 有・<input type="checkbox"/> 無]</p> <p>⑦ 手すりを掴んでいたか：[<input type="checkbox"/> 両手で手すりを掴んでいた・<input checked="" type="checkbox"/> 掴んでいなかった・不明]</p> <p>⑧ 滑りやすさ：[<input checked="" type="checkbox"/> 「手すり又は足場が油、水、泥等で滑りやすい」・<input type="checkbox"/> 「靴裏が油、水、泥等で滑りやすい」・<input type="checkbox"/> 「手袋がグリース等で滑りやすい」・<input type="checkbox"/> 「その他（ ）」]</p>						

【原因】

- ・はしごが雨で濡れており、滑りやすい状況であった。
- ・右手に手袋を持っていたため、左手を滑らせた際に右手で手すりを掴んで体を支えることができなかった。
- ・飛散防止装置に挟まった石は地上から除去することで墜落リスクを低減できたものの、その作業に必要な道具が現場に備えられていなかった。
- ・飛散防止装置に挟まった石の除去については、本来であれば作業手順書などを用いて鉱山労働者へ正しい手順を周知すべきであったが、非定常作業であったため作業ルールが明文化されておらず、正しい作業手順の周知・徹底が不十分であった。

【対策】

- ・ダンプに付属のはしごに滑り止め用グリップを装着する。
- ・鉱山労働者に対し、始業点検を行う際には手袋を着用し、はしごを使用して昇降する際にはものを持たず両手で三点支持を確保する旨を周知する。
- ・挟まった石を地上から除去できるよう、作業場所付近に居付き棒を常備する。また、飛散防止装置に石が挟まることを防ぐため、これまで外側にのみ装着していたカバーを内側と外側の両方に取り付ける二重構造とする。
- ・荷台へ上る際はキャビン横のはしごの使用を禁止し、必ずボデーラダーを使用すること及び飛散防止装置等に挟まった石の除去方法を始業点検表に明記する。また、ボデーラダー使用時には三点支持を徹底することについても併せて記載する。さらに、保安委員会等において、追記後の始業点検表を鉱山労働者全員に共有し、再教育を実施する。

【参考情報等】

- 作業方法および作業手順は具体的に定め、鉱山労働者へ十分に周知するとともに、定期的に再教育等を実施し、作業手順が確実に遵守されているか確認しましょう。
- 昇降作業においては、三点支持を常に意識し、無理な姿勢での作業や、飛び乗り・飛び降りは避けましょう。
- 高さ2 m未満の場所での作業であっても、墜落した場合に備え、墜落時保護用のヘルメットを必ず着用し、頭部の負傷防止に努めましょう。

○鉱山保安法令における参考規定は以下のとおりです。

●鉱山保安法

(鉱業権者の義務)

第5条 鉱業権者は、次に掲げる事項について、経済産業省令の定めるところにより、鉱山における人に対する危害の防止のため必要な措置を講じなければならない。

一 落盤、崩壊、出水、ガスの突出、ガス又は炭じんの爆発、自然発火及び坑内火災

二 ガス、粉じん、捨石、鉱さい、坑水、廃水及び鉱煙の処理

三 機械、器具（衛生用保護具を除く。以下同じ。）及び工作物の使用並びに火薬類その他の材料、動力及び火気の取扱い

第7条 鉱業権者は、鉱山における坑内及び坑外の事業場の区分に応じ、経済産業省令の定めるところにより、機械、器具及び建設物、工作物その他の施設の保全のため必要な措置を講じなければならない。

(鉱山労働者の義務)

第9条 鉱山労働者は、鉱山においては、経済産業省令の定めるところにより、鉱業権者が講ずる措置に応じて、鉱山における人に対する危害の防止及び施設の保全のため必要な事項を守らなければならない。

(施設の維持)

第12条 鉱業権者は、保安を確保するため、鉱業上使用する建設物、工作物その他の施設を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

●鉱山保安法施行規則

(機械、器具及び工作物の使用)

第12条 法第5条第1項及び第7条の規定に基づき、鉱業上使用する機械、器具及び工作物について鉱業権者が講ずべき措置は、当該機械、器具及び工作物の安全かつ適正な使用方法又は作業方法若しくは作業手順を定め、これを鉱山労働者に周知することとする。

(鉱山労働者が守るべき事項)

第27条 法第9条の規定に基づき、鉱山労働者が守るべき事項は、次に掲げるものとする。

一 法第5条及び第7条の規定による鉱業権者が講ずべき措置に関し、鉱業権者が定めた方法又は手順を遵守すること。

二 法第5条及び第7条の規定による鉱業権者が講ずべき措置に関し、保護具その他の鉱業権者から指示されたものを使用、着用又は携帯すること。

●鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令

(共通の技術基準)

第3条 鉱山施設に共通する技術基準は、次のとおりとする。

一 鉱山労働者の安全を確保するため、手すり、さく囲、被覆、安全な通路その他の必要な保安設備が設けられていること。

二 鉱山労働者の注意を喚起するため、標識その他の必要な表示が設けられていること。

【お問い合わせ先】

那覇産業保安監督事務所 保安監督課：徳門、西銘

電話番号：098-866-6474



写真1 発災前の経緯



写真2 発災時の再現